

## 「クリーンビーコン標準化委員会」設置要綱

### (設置)

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 平成27年度「クリーンデバイス社会実装推進事業／クリーンビーコンを用いたヒューマンナビゲーション社会実装実証事業」に係る委託業務実施計画書に基づき、「クリーンビーコン標準化委員会」（以下「委員会」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、「クリーンビーコンを用いたヒューマンナビゲーション社会実装実証事業」（以下「事業」）に関連するクリーンビーコンを用いるシステムのライフサイクルを考慮したガイドラインとりまとめ方、ガイドラインからの標準化項目の切り出し等、事業の標準化全体の方針について幅広い観点から助言するとともに、当該、事業・技術の知見を披露し、事業に資するべく協議を行う。

### (構成)

第3条 委員会は、クリーンビーコンの開発、システム応用、ビジネスに関わる有識者等で構成し、その構成員は別紙のとおりとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

### (会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となり、議事を整理する。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議決を行うときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 委員会は原則として非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは公開とすることができる。

6 委員会は委員長が必要と認めるときは電子メール等の書面での開催を行うことができる。

### (秘密保持)

第6条 委員会に出席する者は、委員会で開示された口頭又は配布資料等で得られたすべての情報について善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該情報を開示した者が事前に許諾する場合を除き、本研究開発の目的を達成する以外に使用してはならない。また、委員会で開示された情報（口頭を含む）であって、当該情報を開示した者が文書等により機密情報と意思表示したものを、第三者に提供してはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を株式会社サイバー創研に置く。

(ガイドライン編集委員会等の設置)

第8条 ガイドライン作成に係る具体的な事項を検討するために、委員会の下にガイドライン編集委員会等を設置することができる。ガイドライン編集委員会等の運営に必要な事項は別に定める。

(設置期間)

第9条 委員会は、設置の日から平成29年3月31日までの間、設置する。

(謝金および交通費)

第10条 運営委員会開催毎に、委員会の事務局は委員長12,600円、委員10,100円の謝金と交通費の実費を各委員に支払う。尚、謝金、交通費の受け取りを辞退する委員は事前に事務局に通知する。

(雑則)

第11条 この要綱は運営委員会の委員長が定め、要綱の改廃は、委員会の議決による。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができる。

(附 則)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。